

水防災オープンデータ提供サービス利用規約定

(目的)

第1条 この利用規定は、「水防災オープンデータ提供サービス事業 要求水準書」の「Ⅲ本事業に関する要求水準 4) 受信者へのデータ配信に当たっての水準①」において規定された利用規約定であり、一般財団法人河川情報センター（数値データの配信を行う配信事業者。以下「センター」という。）が配信された数値データを受信する者（以下、「データ受信者」という。）に対して求める遵守事項、注意事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 水防災オープンデータ提供サービス事業において、センターがデータ受信者に対して行う数値データ配信を「水防災オープンデータ提供サービス」と称する。

(規定の遵守)

第3条 データ受信者は、この利用規定を遵守するものとする。

データ受信者がこの利用規定を遵守しない場合は、そのデータ受信者に対するデータ配信を停止することがある。

(データ受信者の責務)

第4条 データ受信者は、自己の責任において配信された数値データ等を利用するものとする。データ受信者が配信された数値データ等を用いて行う一切の行為について、国土交通省、当該地方公共団体及びセンターは何ら責任を負わないものとする。

(特定データの取扱い)

第5条 データ提供者が一部の利用を制限するなどの条件を設定して公開するデータ（以下「特定データ」という。）については、データ提供者の定める制限の範囲内で配信されるものとし、データ受信者は当該制限を遵守して利用しなければならない。本事業において配信可能な特定データは、現時点では水害リスクラインデータ（危険度情報）のみとし、その制限の内容は次のとおりとする。

①水害リスクラインデータ（危険度情報）

ア 当該データの受信を希望する者は、センターに対し「水害リスクラインデータ（危険度情報）利用申請書」（別紙1）を提出しなければならない。

イ センターは、前号の申請書をデータ提供者に提出し、当該データの利用許可を受領した後に、当該データの配信を行うものとする。

ウ 水害リスクラインデータ（危険度情報）は予測データに該当するため、データ受信者が当該データを加工又は改変して第三者へ提供する場合は、気象業務法第十七条の規定に基づき、気象庁長官の許可を受けなければならない。

なお、当該データの加工又は改変を行うにあたり、気象庁長官の許可が必要となる具体的な範囲については、気象庁情報利用推進課へ事前に相談するものとする。

（観測データに関する注意事項）

第6条 水防災オープンデータ提供サービスで配信する数値データ等は、リアルタイム性を重視する観測システムやデータ伝送システムから生成・伝送される防災情報であることから、注意すべき特性を有している。データ受信者は以下の項目について了承し、自らの責任の下に数値データを利用するものとする。

（1）水防災オープンデータ提供サービスで配信する数値データ等は、観測所から送られてくるデータを収集・処理後直ちに提供するため、観測機器の故障や通信異常等による異常値がそのまま配信される可能性がある。

（2）配信する数値データ等の中に、センターから提供される「テレメータ観測局諸元一覧」や「簡易型河川監視カメラ、CCTV カメラ局諸元一覧」に記載されたテレメータ観測局、簡易型河川監視カメラ、CCTV カメラ局以外の数値データ等が含まれることがある。これらの数値データ等は水防災オープンデータ提供サービスとして利用できないので、利用対象データから除外するものとする。

（3）テレメータやレーダ雨量計及び簡易型河川監視カメラ、CCTV カメラ、水害リスクライン局の観測施設の増設、廃止により、観測所数や、合成レーダ雨量の観測範囲、合成内容が変更されることがある。データ受信者は、これらのデータ内容の変更に対して必要な対応作業を行うものとする。

（4）テレメータデータは、全国の多数の観測システムや伝送システムを経由してデータの収集が行われるため、伝送システムやネットワークの障害等により配信する数値データに遅延が発生することがある。

（5）テレメータやレーダ雨量計及び簡易型河川監視カメラ、CCTV カメラ、水害リスクライン局は、観測機器の障害等による欠測や伝送システムやネットワークの障害により未受信の状態となることがある。

また、テレメータデータに異常値が発生した場合、観測システムの管理者が数値データを修正して配信することがある。

（情報セキュリティの確保）

第7条 データ受信者は、センターのデータ配信システムに影響を与えないよう下記により情報セキュリティ確保のための対策を十分に行うものとする。

(1) 閉域網にて数値データ等を受信する者は、閉域網を介して、他のデータ受信者への接続が可能であることから、閉域網に接続するルータ等において不要な通信を遮断することで、配信事業者や他のデータ受信者の設備へ影響を及ぼさないようにするとともに、自らの設備の保護を行うこと。

(2) 閉域網への接続後、同じネットワーク系統にインターネット回線を接続しないか、インターネット回線に接続する場合は、ファイアウォール等により不要な通信の遮断を行うこと。

(3) 他の設備と共存してインターネット回線を使用する場合は、共存する他の設備についても、同様な情報セキュリティ対策を施すこと。

(4) インターネットを利用する場合は、情報セキュリティ確保のため、定期的にパスワードの変更を予定している。データ受信者は、変更連絡があった後、速やかに受信設備のパスワード変更を実施すること。

(5) データ受信者は、数値データ等を受信するサーバもしくはパソコンには、以下の情報セキュリティ対策を実施すること。

- ① ウィルス対策ソフトをインストールすること。
- ② ウィルス対策ソフトの定期的なパターンファイル更新等を実施し、最新性を保つこと。
- ③ Winny 等のファイル交換ソフトなど不要な通信ソフトウェアを搭載しないこと。
- ④ そのほか不正ソフトウェアや不要なソフトウェアを搭載しないこと。

(6) 情報セキュリティの問題が発生した場合は直ちにセンターに連絡すること。

(リアルタイム方式の利用条件)

第8条 リアルタイム方式のデータ受信者は、以下の項目に注意し、配信するデータを利用するものとする。

(1) データを受信するために必要なサーバやネットワーク機器、ソケット通信用データ受信ソフトウェアなどをデータ受信者が用意すること。

(2) データ受信のための通信回線として、専用線または閉域網のアクセス回線をデータ受信者が用意すること。

(3) データ受信者側のシステム構築・改良時や障害時等にデータ配信システムとの対向調整が必要となる場合がある。予めセンターと対向調整の実施日時、手順について確認の上実施すること。

(4) データ受信者において、受信システムやネットワークの点検・作業等によりデータ受信が停止する場合、またデータ受信ができない障害が発生した場合は、センターにその内容を連絡すること。

(準リアルタイム、蓄積一括方式の利用条件)

第9条 インターネットを利用してデータ配信を受けるデータ受信者は、以下の項目に注意し、数値データ等を利用するものとする。

(1) 数値データ等を受信するために必要なサーバ、パソコンやインターネット回線、データ受信用ソフトウェアなどをデータ受信者が用意すること。

(2) データ受信者は、センターより付与される ID 及びパスワードの適正な使用、管理について責任をもつこと。

(3) センターから配布された ID、パスワードを 1 台のサーバ、またはパソコンで利用すること。

(4) 他のデータ受信者に影響を与えないよう、データ配信システムへアクセスを行うこと。センターは、アクセス状況に応じて、アクセス方法の改善を求めることがある。

(データ配信に係る運用情報の提供)

第10条 センターは、データ配信に係わる運用情報をメールによりデータ受信者に提供する。提供する運用情報は下記とする。

- ① 観測機器の故障や通信異常等の発生に関する情報（少数のテレメータ観測所障害等を除く）
- ② 数値データ等に影響を与えるデータ伝送システムの障害発生に関する情報
- ③ 観測システムやデータ伝送システムの点検・作業の実施予定

(その他)

第11条 この利用規定は、国土交通省水管理・国土保全局と協議の上で作成、変更を行うものとする。

データ受信者に対するデータ配信の詳細条件等について、必要な場合は別途定めるものとする。

附則（平成29年12月7日）

- 1 この利用規定は、平成30年4月1日から適用する。

附則（令和2年1月27日）

- 1 この利用規定は、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和3年4月23日）

- 1 この利用規定は、令和3年8月1日から適用する。

附則（令和4年8月12日）

- 1 この利用規定は、令和4年8月12日から適用する。

附則（令和8年4月1日）

- 1 この利用規定は、令和8年4月1日から適用する。

以 上

令和 年 月 日

水害リスクラインデータ(危険度情報)利用申請書

水防災オープンデータ配信サービスにおいて、次の水害リスクライン(危険度情報)データの利用について、契約以外の利用目的での使用や、無断で第三者への提供配信等しない事を誓約いたします。

【水害リスクライン(危険度情報)データ】

水系番号/水系名/チェック欄														
0101	天塩川		0201	阿武隈川		0301	久慈川		0401	荒川		0501	狩野川	
0102	留萌川		0202	名取川		0302	那珂川		0402	阿賀野川		0502	安倍川	
0103	石狩川		0203	鳴瀬川		0303	利根川		0403	信濃川		0503	大井川	
0104	尻別川		0204	北上川		0304	荒川		0404	関川		0504	菊川	
0105	後志利別川		0205	馬淵川		0305	多摩川		0405	姫川		0505	天竜川	
0106	鶴川		0206	高瀬川		0306	鶴見川		0406	黒部川		0506	豊川	
0107	沙流川		0207	岩木川		0307	相模川		0407	常願寺川		0507	矢作川	
0108	十勝川		0208	米代川		0308	富士川		0408	神通川		0508	庄内川	
0109	釧路川		0209	雄物川		-	-	-	0409	庄川		0509	木曾川	
0110	網走川		0210	子吉川		-	-	-	0410	小矢部川		0510	鈴鹿川	
0111	常呂川		0211	最上川		-	-	-	0411	手取川		0511	雲出川	
0112	湧別川		0212	赤川		-	-	-	0412	梯川		0512	櫛田川	
0113	渚滑川		-	-	-	-	-	-	-	-		0513	宮川	
0601	新宮川		0701	千代川		0801	重信川		0901	遠賀川		-	-	-
0602	紀の川		0702	天神川		0802	肱川		0902	松浦川		-	-	-
0603	大和川		0703	日野川		0803	渡川		0903	本明川		-	-	-
0604	淀川		0704	斐伊川		0804	仁淀川		0904	六角川		-	-	-
0605	加古川		0705	江の川		0805	物部川		0905	嘉瀬川		-	-	-
0606	揖保川		0706	高津川		0806	那賀川		0906	筑後川		-	-	-
0607	九頭竜川		0707	佐波川		0807	吉野川		0907	矢部川		-	-	-
0608	北川		0708	小瀬川		0808	土器川		0908	菊池川		-	-	-
0609	由良川		0709	太田川		-	-	-	0909	白川		-	-	-
0610	円山川		0710	芦田川		-	-	-	0910	緑川		-	-	-
-	-	-	0711	高梁川		-	-	-	0911	球磨川		-	-	-
-	-	-	0712	旭川		-	-	-	0912	川内川		-	-	-
-	-	-	0713	吉井川		-	-	-	0913	肝属川		-	-	-
-	-	-	-	-		-	-	-	0914	大淀川		-	-	-
-	-	-	-	-		-	-	-	0915	小丸川		-	-	-
-	-	-	-	-		-	-	-	0916	五ヶ瀬川		-	-	-
-	-	-	-	-		-	-	-	0917	番匠川		-	-	-
-	-	-	-	-		-	-	-	0918	大野川		-	-	-
-	-	-	-	-		-	-	-	0919	大分川		-	-	-
-	-	-	-	-		-	-	-	0920	山国川		-	-	-

※ご利用したいデータ(水系番号:河川名)に「✓」を入れてください。

【利用者情報】

団体名 :
所 属 :
役 職 :
氏 名 :

印

承認者 : 国土交通省 水管理・保全局
河川情報企画室担当